

平成 28 年度 第 3 回 甲賀市地域福祉計画審議会 会議録

1 開会

○市民憲章唱和

【事務局】 本審議会規則第 3 条第 1 項では、会長が議長となることを規定しています。これからの議事については、会長に進行をお願いします。

【会 長】 関東で凄惨な事件が起こりました。福祉の仕事に就かないように保護者の方から要望が出てきたら大丈夫だろうか心配します。（事件発生には）いろいろな要因があるとは思いますが、同僚と話していて、（このような事件が発生する理由の）ひとつ元となるものとして、みなさんの気持ちの中に深い意味での人権、深い意味での福祉の理念が根付いているかどうかということが理由としても考えられるのではないのでしょうか。そういうことが、頭の中だけでなく、体系的にも小さい頃から馴染んでいけるような、自然と（人権や福祉を）考えられるように計画の中で考えていく必要があるのではないかと思います。この審議会でもそのところが結び付けられるよう進めていければと思います。簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます、議事に進んでいきたいと思います。それでは、会議の成立について、事務局から報告をお願いします。

【事務局】 それでは本日の審議会の会議の成立についてご報告させていただきます。本審議会規則第 3 条第 2 項では、審議会の会議は委員の過半数が出席しなければ開くことができないとされております。本日の審議会には本日現在での議員総数 15 人中全員の委員の皆様がご出席でありますので、そのことから過半数の委員の皆様にご出席いただいております、会議の開催要件を満たしていることをご報告させていただきます。

2 意見聴取事項

（1）計画の体系（基本理念・基本方針・基本施策）について

【会 長】 それでは議事の方に移りたいと思います。議題 2 意見聴取事項に移ります。本日は計画の体系について事務局の方から事前に送付した資料によって国、県の動向や地域特性からみえる地域福祉の重点課題や計画の体系を作るにあたっての基本理念・基本方針・基本施策について委員のそれぞれの立場で関

係のあるご意見をお伺いすることになります。そのことに先立ちまして資料の内容等について事務局の方からご説明をいただきます。まずは計画の体系について事務局から説明をお願いします。

【事務局】 <資料1、資料2、資料3>について説明

【会長】 ただいま事務局の方から甲賀市地域福祉計画策定にかかる重点課題、基本理念・基本方針・基本施策等についてご説明がありました。これらの説明のご質問も含めまして、地域福祉計画の策定にあたって委員それぞれの立場で感じておられるご意見等をお願いしたいと思います。本日はこれがメインの議題で、あとはその他になりますので、ぜひ活発なご意見をいただければと思います。

【委員】 資料3の基本理念の案のことでお聞きしたいのですが、基本理念の「地域の中で人々がつながり 暮らしの幸せを未来につなぐまち あい甲賀」をご説明いただいたのですが、“幸せな暮らし”でしたら普段よく使うのですが、“暮らしの幸せ”というのはあまり普段使わないものです。この理念をどのようにイメージをしたらよいのかということです。意味的には分かるような気もするのですが、市民幸福度の最大化の先にある暮らしの幸せという普段聞きなれない言葉と、どのようにして暮らしの幸せという、幸せというのはそれぞれが感じられたらすごくよいものなのですが、一人ひとりによっても幸せの感じ方は違うのかなと思ったりするものです。それとその理念の下にずっと3段落に分かれて書いているのですが、先ほど先生の言われたように、今回の障がい者施設での事件があり、命を大切にするという部分が、福祉の本当の基本となる部分です。命を大切に、人を大切にするといった基本となる部分がとても重要になってくると思うのです。その意味では2段落目の「そうした中、誰もが人を大切に、お互いを認め合い」というところは非常に大事な部分と思いました。やはり命を大切にするという基本的な人権の感覚を、みんなが高めていかななくてはいけないという思いがあるので、その部分はとても大事なところと思っています。今回の事件で、もちろん事件を起こしたことは許されませんが、ネット上ではそのような考え方が分かるとか、同感するというような書き込みなどもあることで、また広がっていくと、非常に危険なことだと思います。やはりそこは（先生が）言われているように、小さな頃からの死に対する教育もそうですが、大人自身ももっと命の大切さなど、もっと人権感覚を高めていかなければいけないと思いました。

【事務局】 この理念は、素案ですけれども、確かに“幸せな暮らし”となると、人それぞれの幸せがあるということになります。ここで示させていただいた意味は、「地域の中で人々がつながっていく、その暮らしの中で得られる幸せ」という思いです。これについてももちろん人それぞれと思いますが、そのような意味でこのような表現になりました。確かに聞きなれない言葉になりましたが、つながりを大切にしながら得られる暮らしの中での幸せということで、このような理念となりました。

【会 長】 ちなみに何かを参考にされた、それともそちらのほうで考え出されたのですか。

【事務局】 特に参考にはしておりません。こちらで考えさせていただきました。さきほどの説明にもありましたが、市総合戦略等で市民幸福度の最大化といったフレーズを使っておりますので、理念の説明の中でもそのフレーズを入れたい思いがありました。

【委 員】 暮らしの中で感じていく幸せと解釈します。

【会 長】 はい、他はどうか。

【委 員】 まとめられている6つの重点課題がありますが、その一番下の内容は、例えば公共交通の問題が重要であるとまとめられていると思うのですが、「地域の中で人々がつながり 暮らしの幸せを未来につなぐまち あい甲賀」という文言に対しては、そのことが見当たりにくいと思うのですが、どうでしょうか。

【事務局】 重点課題として、6つを挙げさせていただいていますが、基本理念については、まず地域福祉を考えていく中でベースとなる“地域”でありますとか、人や団体等との“つながり”といった重要性から掲げており、重点課題に対する具体的な内容を理念の中に出すことはしていません。あくまでも理念では、地域福祉を考えていく中で根幹となるキーワードを出しています。

【委 員】 現時点で、6つ目の課題は、それほど大きな課題ではないと思うかもしれませんが、実情は80歳を超えたたくさんの方が自分の車で外出する生活をされており、中には90歳になっても車に乗られています。そのことから移動支援の課題を、理念の中で表していただいたら、ありがたいと思いまし

た。現状では、年末年始になるとコミュニティバスがとまってしまいます。そのことで、土山の方など(の自らで移動できない方)はとても困っておられます。3日間自分が出ていこうと思ってもバスがないという状況です。そのような課題は、本当に安心して住みやすいまちづくりの中に書いていけるのではないかと思っております。これから何年もここで生活していくまちの計画なので、その辺は重点的に入れてもらった方がよいと思います。

【事務局】 今おっしゃっていただいたバスについては、計画策定にあたって実施した自治振興会へのインタビューの中でも、路線や時刻表によってなかなかバスが活用できないというお話を聞きます。その対応策として、例えば地域で考えていращやることは、買物支援を担うことです。ただ、取組と関係なく、隣近所の支え合いの中で、自分が買物に行くついでに乗せて行くことがあるとも聞きます。そのことを考えると、ベースとなる地域の中で、今以上に人と人がつながって、充実したものになっていけばこのような支えあいも増えていくという思いを持っています。ご意見をいただきましたので、ご参考にさせていただきます。

【委員】 今の意見に加えて、少し知的障がいの視点から言わせていただきます。バスの利用について、補助券をいただいておりますが、子どもが1人で利用できる方は問題ないのですが、障がいの程度によっては、補助券を失くしてしまうといった問題が出てきますので、定期券といった使いやすい形に変えていただくとありがたいと思います。それとコミュニティバスの運行上ではなかなか難しいと思いますが、どこのバス停で待っていても必ず時間どおりにバスが来るとなれば、障がいのある子どもにとっても使いやすくなるのですが、現状では、バス停で待っていても、いつ来るか分からないとなると、親が車で送り迎えをする状況です。そうすると、バスが使えないのだったらガソリン代をいただいた方が、ありがたいです。また、外出のしやすさは、仕組みだけではなく、障がい児、障がい者が1人で外出しても、因縁を付けられたといったことがないように、啓発し、理解を深めるという意味もこの外出のしやすさの中に入っていると思っています。

【委員】 ゆうゆう甲賀クラブです。関係団体へのインタビューの中に、ゆうゆう甲賀クラブの内容があります。その中に書いていますが、これから高齢者が増えていく中では、健康な高齢者が仲間を支える、高齢者がお互いを支え合うことが一番大切であり、市の施策を待っているだけではなく、仲間同士で助け合うことを活動のテーマにしていることを報告させていただきます。高齢

者が増える中では、助けてもらうことを待っていても難しいと思います。

【会 長】 はい。

【委 員】 コミュニティバスですが、運転されている方が乗せようと、便利に使ってもらおうという意識が低いのではないかと思います。空のバスで走るよりは、もう少し利用者に乗ってもら意識を持った運転手を雇うことも大事だと思います。基本的な給料にプラスか、基本給とは関係ないようにするか、どちらがよいかは分かりませんが、能率給といったことも考えなければいけないと思います。運転手がもう少し親切だったら、次も乗ろうと思うだろうし、乗降車場所について、少しの配慮があることが地域に根付くコミュニティバスではないかと思います。運転手の質もあるが、バスが走っていることで市民の要望に応じていることではなく、いかにバスに乗っていただくかを考えることです。

【事務局】 バスの運行等については、基本施策の下に掲げられる各庁内において推進していく事業内容になると思います。コミュニティバスは、公共交通推進室が担っています。現行計画の中にコミュニティバスの取組事業があり、それは第2次地域福祉計画でも引き続き進めていく事業になると思います。

【委 員】 基本計画の策定は、国や県の方針に沿った形での計画でなければならないことではないと思います。甲賀市独自の計画であってよいと思います。従って、独自の部分をもう少し強調すべきだと思います。特に思うことは、制度や施策の中で対応できる方はいいが、例えば生活困窮者の場合、生活保護にならない方に対してをどのような支援をするか、具体的にどのような形での支援があるということを提案していくのか。また、引きこもりの人、引きこもり状態にある人などは、国においても具体的な施策は出ていない中、基本計画の中でどのような形で謳っていくのか。通り一遍の国や県の方針に沿った形ではなくて、甲賀市において1つでもよいので独自の施策を出し、今後2年から3年の間でやっていくといった計画であってほしいと思います。これは、避難行動要支援者の支援に関しても同様で、要支援者の避難所における避難生活について、熊本地震での教訓を基に検討するべきだと思います。

【会 長】 具体的なことをご提案いただきました。

【事務局】 甲賀市の地域福祉計画を策定するにあたって、市独自の部分は出していき

たいと思います。例えば基本施策の中にあります「セーフコミュニティの推進」は、市が認証を受け、今後さらに進めていく部分であることから市独自の施策とすることができると思います。その他、ご意見にあった引きこもり、それから生活困窮者の支援、避難行動要支援者への支援であったり、第2回の審議会でご意見いただいた地域包括ケアシステムについても、市独自のシステムを構築していけることから独自事業として出していただけるとよいと思っています。

【会 長】 基本方針のまとめが難しい中で、つながりを基本のワードにし、“暮らしの幸せ”に向かう形にまとめられていますが、それは資料3、そして資料2の右側の基本方針と基本施策は、その2つがよくつながっていると思います。

ただ、先ほどからのご意見で、コミュニティバス等における移動の手段については、重点課題に出ているながら基本方針の中に出ておらず、基本施策において「移動支援の充実 [重点]」として出てきているだけです。

また、資料2にある現行計画の中間見直しの体系・骨子では、基本方針2に「健康福祉のネットワーク」となっていますが、“健康”を今回基本方針から取ったのはなぜなのか、単に基本方針をまとめる中でこのようになったのか、意図を教えてくださいたいと思います。

【事務局】 移動支援や健康については、基本方針4にある「安全で安心して暮らせる地域づくり」の中の、特に“安心して”の文言に含めてしまいました。ご指摘を受けて基本方針4の中で表記を見直すべきと考えることから検討していきたいと思います。

【会 長】 “安心”という言葉を広げる意味合いで捉えたということですか。

【事務局】 そのとおりです。

【会 長】 分かりました。そこが少し伝わらなただけです。他ございませんか。

【委 員】 つながりというところではとてもよいキーワードだと思います。常々、引きこもりの方の支援で、人とのつながり、家族とのつながりも切れているという方が、あまりにもたくさんいました。熊本の支援にも行きましたが、実際につながりのない人が結構いて、自分だけでは何ともできないし、福祉的なサービスでもまかなえない部分があった。寂しいとか夜になると不安になる、そのようなことに対して具体的にどうつながりをもって支えていくのか、

基本方針2の「地域福祉を支える人づくり」のところで、地域福祉の担い手を育成するや、子どもへの福祉教育の充実を図りといった部分が、具体的にどのような形で担保されていくのかを想定していないと、実際に災害が起きれば、市職員も、我々障がい者施設の支援者も要支援者になってしまうことも考えられる。そこを想定しておかなければならない。この人づくりもそうですが、専門的な人材の育成や、支援が非常に難しいところがあり、それをどこで担保していくのか、福祉の部署だけで考えていけるのか、学校・教育分野では福祉計画をどのようにとらえてもらうのか、庁内での横断的な議論、審議がいるのではないのかと思う。ありがたいことがたくさん書いてあるが、それがスローガンで終わってしまうともったいない。これだけ地域の中に福祉施設があるところは少ないと思います。歴史があり、そこにある施設が本当に対象となる障がいを持つ人だけではなく、子どもたちにも活用していけるか、教育と福祉が連携できることはあるのではないかと思います。この計画がスローガンで終わらないように具体的にその先を議論していくべきではないかと思います。

【委員】 基本理念ですが、“つながり”や“暮らしの幸せ”は、とてもよい言葉で、心にとっても響きました。しかし、現場の活動の中で、地域のつながりと言われても、響かない人が多いのが現状です。それ以前に、まず地域のことを知っている、地域のことが好き、地域の良さを分かっているというところが大事であると思います。そこはご意見にあった小さな子どもからの教育があるかもしれませんが、子どもだけではなく大人も一緒に学ぶ、今こそその時期ではないかと思います。子どもも大人も一人ひとりが個性を認めあえる、みんなが活躍できる、そのようなことが大切なのではないかなと思いました。行政だけではなくて、市民も一緒になって共同で分かち合いながら進めていかなければいけないと思いました。

【委員】 つながりということから、少し前に無縁社会という言葉が出ました。地域とのつながりが希薄していることは、この前の調査からも分かります。単身世帯の高齢者には、何週間も他人と話したことがないという人もいます。社会学で集団という概念が出てきますが、地域、学校、職場など、人は何らかの集団に所属したいという欲求があります。地域とのつながりとして、例えば高齢者の知恵の拝借や生きがいの確保、障がい者の方の社会進出があります。また、認知症が2025年には5人に1人の割合になって、地域でどのようにして5人に1人の認知症の方を見守っていくのか。また格差が拡大すると、どうしても社会不安が増大すると言われることから、その点においても地域

をどうしていくかということは大事です。地域共生社会と言われている中で、独自の施策を取り上げて、反映していただければと思います。

【会 長】 理念、基本方針は、抽象度の高いものですが、具体的な言葉にしていきたいというご意見があります。今後のことに関わってくることでありますので、ぜひいろいろと聞かせていただきたいと思います。

【委 員】 資料2の滋賀県の方向性の「安心のサービス利用」ですが、1番の生活困窮者、これは先ほど言ったようにこの生活困窮者と言われる方を、どのようにして見つけ、支援に結びつけるか、それから2番目、退所された方をどのような形でまち、或いは地域として見守ることができるのか、そして、3番目ですが、民生委員児童委員協議会においても無戸籍の人についての支援をどう考えていこうかとなっています。滋賀県ではある程度把握していると思いますが、甲賀市で無戸籍の人がおられるのか。おそらくおられないと思うのですが、これから増える可能性がある。出生時の状況によって無戸籍となるケースが全国的に増えてきているそうです。そのことから制度の狭間にいて、生活に困っておられる方に対して、いろんな視点から計画に盛り込むことができれば、良いと思います。

先日の事件を見ても、特に信楽の場合は知的障がいの施設もあり、グループホームも地域の中に点在しています。あのような事件があってははいけません。地域の中で近所とお付き合いをしていく上で、あのような事件が起こるにつけて、本当に困ったことだと感じています。

【事務局】 無戸籍の方については、市としてははっきりと把握できておりません。そのような部分も含めて、市としてどのような施策を打ち出せるか検討して、地域福祉計画の中で盛り込めればよいと思います。

【委 員】 先程、委員から生活困窮者についてお話がありましたが、県や国の部分を見ていると、生活困窮者は、生活保護の受給まではいかない段階で支援をしていくということになっています。生活保護受給に至る前の人を見つけて支援するというのは、言葉の上ではよいことだと思いますが、実際にはなかなか難しいと思います。

昨年、「下流老人」という本がでました。1億総老後破産ということを書いた本です。年収が130万円以下の人を下流老人と定義付けて、将来は1億人が下流老人になる危険性があるという本です。国民年金だと、満額もらっても生活はままなりません。農村地帯では国民年金の人がたくさんおられます。

夫婦2人でなんとか生活しているが、片方が亡くなって独居すると1月5～6万円で生活しなくてはなりません。そうすると下流老人になってしまうということです。みんなが生活保護を申請して受給できるわけではないですし、大変大きな問題だと思います。

もう一点、高齢者の支援、支え合うという方針でした。しかし、実態は、老人クラブもなかなか入会してもらえません。老人クラブの会員は85名程度いるのですが、70歳を超えた人を老人クラブに誘ってもなかなか入ってくれません。その現状の中で「つながり」「絆」と言われても、難しいです。私たちが子どもだった頃に比べると、青年団、婦人会がなくなり、消防団もなんとかつながっている状況です。近隣では、老人クラブも今年1つなくなりました。地域は崩壊していく気がします。何とかしようと模索してはいますが、なかなか難しいのが現状です。

【会 長】 地域の現状を反映していく必要があると思います。

【委 員】 なかなか外出しない人は、日ごろ何をしているのか。年齢が参加資格に達しても活動に参加しないのはなぜか、その辺りまで掌握してほしいです。参加されない人でも外で活動している人はいます。何をしているのかまで地域で把握していくことが必要だと思います。例えば、この人はここに出て行っているから大丈夫、ということまで地域で掌握できたら安心です。引きこもっている人をどうやって外に出していくのかを考えるのであれば、そういったことも把握したいです。外に出てもらうためには、その人がどのようなことに興味があるのか、その点も考えていかななくてはなりません。

もっと小さい単位で話し合いができればよいと思います。小さい単位であれば、地域の一人ひとりを把握できます。

【委 員】 老人クラブでだいたい言われることが「私は老人ではない」ということです。そのため、3年前に名称を変更しました。「老人クラブ」という名前がなくなったら入会者が増えるかと思ったら、誰も入ってきません。入会しない理由は違ったのです。近隣の老人クラブが1つなくなったのは、中心になっていた人が体調を崩し、代わりの人が誰もいなかったからです。

【委 員】 敬老会など、その中だけで代表をしなくてはいけないのでしょうか。もう少し若い人が助けてくれるようになればと思います。高齢者だけで代表するのは辛いです。もう少し若い人がいれば助けてくれることはないのでしょうか。

【委員】 ないことはないと思います。しかし、高齢者でさえ入らないのに、若い人では入ってきません。

【委員】 敬老会に入るメンバーが代表するのではなく、入らなくても応援するようなことはできないのでしょうか。若い人で応援してくれる人がいればありがたいです。そのような人を見つけていくというのも課題だと思います。

【委員】 一生懸命やってくれる人に対して、周りの人たちがどのように感謝するか、それにかかっていると思います。やってよかったと思える環境にならないと難しいです。民生委員・児童委員も今年11月末に交代しますが、今回も半分以上は代わると思います。民生委員・児童委員は活動できて当たり前と思われれます。保護者会や地域の自治会などの役でも同じだと思います。そのため地域でも、親戚縁者、友人だけ付き合うということが当たり前になっています。

【委員】 好きで活動していて、一生懸命やって、何かの役に立てばと思っていても、そのうち裏切られるような思いがあります。皆さんが話し合っ、身近なところで推進役をしていく人を育てていくことが重要だと思います。

【委員】 参考資料の中にも「リーダー格となる人の育成」ということが書かれています。この計画を推進しようと思ったら、市民全員が関わることはできないので、リーダーとなる人がそれぞれの団体において活躍することが必要です。先程から言われているように、リーダーとなって役職をもらおうと大変だからできないとなると進みません。周りの人が、いかに中心となる人を支援していくかが大事だと思います。介護においても、介護保険にかわって、平成29年度から日常生活支援総合事業が始まります。軽度の要支援認定の方で、デイサービス、ヘルパーを利用されていた方に対して、ボランティアを含めて支援をしていくということになります。そのため、ボランティアの育成も計画の中では重要だと思います。中心となる人、ボランティアの方をどのように育成するかが重要だと思います。

それと、文言の質問ですが、資料1や資料2でも「持続可能な地域福祉の実現」という言葉がよく出てきます。事務局の説明でも「抽象的な表現」と言われましたが、かなり抽象的でイメージできません。

また、資料3「福祉、介護、保健等の専門的な人材の育成、支援を充実します。」とありますが、「福祉、介護、保健」という区切りがよく分かりませ

ん。介護も福祉に含まれることがあります。福祉にはいろいろな分野があるかと思いますが、この区切りはどうかと思います。

【会 長】 用語について、事務局で付け加えること、今後検討することはありますか。

【事務局】 「持続可能な地域福祉の実現」については、策定方針から出しています。地域福祉を進めていく上で、コミュニティをはじめとしたいろんな関わりをどのようにしていくか、それによって地域福祉が今後どのように持続していくかということです。

基本方針についての文言の区切りについては改めて検討して、どのような表現が適切か見極めていきたいと考えております。

【委 員】 地域の中で助け合っていないといけない時代がきますが、それを分かっている方がほとんどだと思います。前回の審議会にあった地域包括ケアシステムの中では、基本理念が「みんなでつくり育てる 健康・いきいき・安心のまち あい甲賀」だったと思います。地域福祉計画では、また違う基本理念を作らないといけないとすると、誰もが見て一目で分かる言葉でないといけないと思います。「地域の中で人々がつながり、暮らしの幸せを未来へつなぐまち あい甲賀」は、「人々がつながる」という「つながる」というのにもいろいろあると思いますが、「助け合う」など、人々に分かりやすい言葉ではいけないのでしょうか。それと「暮らしの幸せ」というのは分かりにくいです。人々に訴える力がないように思います。誰が聞いても分かる、やさしい言葉が必要ではないかと思います。

【会 長】 今日の議題の中心的なものですが、理念の案はまだ案です。「つながり」という言葉については、今回の特徴であって、事務局でもこれを中心にしていきたいということですが、それは「助け合い」がよいのではないかということですね。「暮らしの幸せ」というのは、今回のメインの1つです。これは、できれば今詰められるとよいかと思います。基本理念の案について、ご意見をいただければと思います。

【委 員】 基本的なことを伺いますが、地域福祉計画としてできあがったものは市民が見るのですか。その観点からすると分かりづらいと思います。子どもたちが見たとき分かりにくいです。もう少し分かりやすい方がよいと改めて思います。

【委員】 地域福祉計画と言いますが、市内を見ても地域によって違います。そこをきちんと仕分けして、文章で表せるでしょうか。それとも、今のような全体的な形を取るのでしょうか。それともうひとつ、高齢者の問題、障がいの問題、子どもの問題といった形の項目を設けるのでしょうか。そこをきちんと検討して、問題ごとの検討に移っていくようにしないとまとめられないと思います。

【事務局】 地域福祉計画の策定ですが、本日示させていただいた基本理念、基本方針、基本施策があり、方針、施策に下にそれぞれ取り組む事業があります、この事業に対して、高齢者福祉や障がい福祉といった分野ごとの取組が多岐にわたると思います。現状の地域福祉推進計画においても、基本方針、基本施策の中から、取り組んでいく施策や事業など、一つの課題においても、複数分野に分かれてきます。地域の部分については、現行の計画でも、信楽の中でどうか、甲南の中でどうか、といった地域ごとの中身については、具体的には打ち出せていません。以前からご意見いただいておりますが、どのように反映させていくのか、なかなか難しいと感じていますが、地域の特色をどのように打ち出していけばよいのかを考えたいと思います。

【委員】 質問ですが、資料2の『新計画立案に向けた課題』、「(1)地域福祉システムの整備について」の2つ目「誰もが相談しやすい仕組みづくり」とあり、[重点]となっています。また、「(2)健康福祉のネットワークについて」の「高齢者の社会参加の推進」も[重点]となっています。これは資料1の重点課題ではどの部分にあたるのでしょうか。

【事務局】 「高齢者の社会参加の推進」ですが、これは重点課題の「地域の活動やボランティアへの参加が減少し担い手不足」という部分から捉えたものです。要はボランティアへの参加といった部分で、高齢者の社会参加の推進に重ねています。

【委員】 一番上の重点は、高齢者に限らないと思います。地域参加はすべてを対象としていて、高齢者だけではないと思います。

その他の項目については、いろいろな部分から取り上げていると思いますが、どこから出てきているのでしょうか。例えば、「(1)地域福祉システムの整備」では6つの項目あります。そのうちの3つは重点課題から出てきていますが、残りはどこから出てきたのでしょうか。どこを根拠にして掲載されているのでしょうか。

【事務局】 現行の地域福祉推進計画の基本方針から合わせています。これまで取り組んできた内容、今後においても引き続き取り組んでいくべき内容について、「新計画立案に向けた課題」に挙げています。その中で、重点とあるものは、重点課題として出した課題を示しています。

【委員】 現行のものを持ってきて、そこに課題をプラスで入れているということですね。現行計画の検討の根拠がわからないので、新たに課題が出てくるのではないかと思いました。

また、ここにいる委員の方は、長年、福祉の現場の中において、いろんな思いを培ってこられて、体現されてこられた方です。従って、基本施策の右側にあたる部分に書き込むべき内容がたくさんあると思います。それを有効活用し、施策にまとめていくこともできると思います。現場での声を吸い上げて、反映していけるのではないかと思います。

それから、言葉の言い回しで分からないのですが、「新計画立案に向けた課題」の項目の表記と「基本施策(案)」の項目の表記が似ています。課題と施策の表記は違う方がよいと思います。例えば、課題にある「推進」や「徹底」とあれば、基本施策では「実施」「実現」などの具体的な書き方をしていく方が分かりやすいのではないかと思ったのですが、本当にそれでよいかは分かりませんので、教えてください。いかがでしょうか。そうすると、先々の現場でやっていることと結びつきができると思います。ここには、いろいろな分野の方がおられて、その方たちは既にその分野の専門家でおられます。そこでの意見を聞けば、そこでは何ができるのかの参考になると思います。

【会長】 予定の終了時間まであと少しです。他にご意見がある方がいらっしゃったら、時間もないのでお願いします。事務局から何かありましたらおねがいます。

【事務局】 文言については、ご意見を踏まえて、修正していくべきところは修正していきたいと思います。

あと、会長からもお話がありましたが、基本理念で、もう少しこうしたらよいのではないかと発言した意見がございましたらお願いします。「つながり」といった表現ではご意見いただきましたが、他の部分でこの表現では分かりにくいので、こういった表現したらよいのではないかとというような参考となるものがありましたらお願いします。

【会 長】 一番大事なことは、作っていくことです。この言葉よりは、この言葉の方が良いなど、具体的に言っていただいた方がよいので、ご発言がありましたらお願いします。

それでは、私から「つながり」と「暮らしの幸せ」について、「つながり」については、ご意見が分かれた。「暮らしの幸せ」については、少し考えていただけらといったご意見があったと思います。元々、資料2の「総合計画の方向性」があります。そこに「みんなで支えあう福祉のまちづくり」「みんなが健康でいきいきと暮らせるまちづくり」とあります。「つながり」という意味で「支えあう」、「暮らしの幸せ」ということでは「いきいきと暮らせるまちづくり」という表現が元々ありました。現行の総合計画は皆さんから賛同を得て使われていると思います。もし草案を変更されるのであれば、この総合計画の方向性を参考にされるのも一つの案だと思います。また、もしこのままの案でいくのなら、どこかで説明を入れることが必要だと思います。仮に「暮らしの幸せ」でいくのであれば説明が少し必要です。

全体的な部分で、最後に委員も言われましたが、どの部分がどの部分に対応しているのかについて、資料1、2を順番にたどっていくと、左から順番に降ろしてきています。それは分かるのですが、どうしても最終的に基本方針の1から4の順番に落とすときに、前の資料から順番を入れ替えなければならず、そのつながりが見えません。細かく見れば分かるのですが、それが見えてくれば、国や県のこの項目が甲賀市のどこに対応しているかが分かってよいと思います。

あと、委員も言われていましたが、甲賀市の独自性は確かに出ています。それは、甲賀市の基本方針1と3は、滋賀県では1つにまとまっています。それを改めて出してきたのは甲賀市の特徴です。大変よいと思います。ただ、このまま記載すると分かりません。それについては、分かりやすくするため図や絵にして書かれるとよいと思います。私の考えでいくと、例えば基本方針1は、地域全体をどうするかであるのに対して、基本方針3は支援が必要な方とのつながりを強調しています。そうしていますが、基本方針2では、人づくりということが出てきている。そこで基本方針1の基本施策が4つあり、上の2つはしくみに対する地域の人々への支援です。4、5は基本方針3につながる人のことです。また、重点課題を見ると資料1の重点課題(案)での表記の順番と逆になっています。配置の仕方もシステムチックにしていくと分かりやすいと思います。そして、安全・安心のところに健康などの残ったものを入れているイメージになっているので、もう少しイメージを明確にしてほしいです。

今回の議論は、基本方針についてです。基本方針の流れは、国や県の方針

から持ってこなくてはなりません。ただし、それを具体化するときには、分かりやすくしていくとよいと思います。この次の段階になると思いますが、例えば基本方針1で庁内間のことを言われていましたが、実際にこれを記載するときにはどの関係課が関わるのかきちんと書かないといけないと思います。

具体的なところはこれから先考えていかななくてはならないと思います。

少し蛇足になりますが、いくつかのことで具体的な意見をいただきましたと思います。その中でボランティアの人が減ってきた、その中でどうするのかなどの意見がありました。参考までに言いますと、今まで人口増の中で、地域を基盤としたいろいろな組織がたくさん出てきて、ボランティアという形で活動してきました。それは人口増の中ではできたのですが、今は人口減です。当然、担い手は少なくなってきました。しかし、それはよい意味でいうと、少なくなったから、今まで専門分野ごとにボランティアをしていた人が一緒になると、複数の分野を1つでできるようになります。先日、大津市の避難訓練に行きました。大津市は、以前は消防署が行っていました。しかし、一方で、国の予算で教育委員会も同じようなことをしていました。それを今年から一緒にしました。そうすると、お互いに新たにできることを発見でき、少ない人材で行なうことができました。しかも、以前より内容がよくなっています。そういうことも含めて言うと、例えばボランティアの活動の推進についても、今まで国、県の方針を受けて計画に書いてきましたが、今までどおりの方針でいくとうまくいきません。ボランティア活動の推進という、用語としてはよいのですが、具体的な方法としては今までの方法ではなく、統合していくような形の推進を具体策として作っていかないと、甲賀市では難しいだろうと思います。今後のために本日のご意見は、非常に有効だと思います。

時間の関係で、ぜひ次回以降の会議で具体的な意見をいただきたいと思います。

3 その他

(1) 次回審議会の開催時期について

平成28年10月中旬開催予定

4 閉会

【副会長】 今日、様々なご意見をいただきました。また、これから起こりうる課題、問題点があるわけですが、この課題、問題点に対しまして地域福祉計画は、適当な時期に迅速に施策を企画立案して、実施するための担保としての計画であります。その点を十分考慮していただいてご支援を賜りたいと思います。

今週には、社会福祉協議会でも地域福祉活動計画の策定委員会がございます。そこでも同じような議題になると思いますが、社会福祉協議会は、もう少し住民の活動に沿った計画となります。その事を踏まえ、行政計画となる地域福祉計画とは、今後とも協力して、支援し合えるようよろしくお願いします。